

社会医療法人有隣会 東大阪病院 入院患者面会規定

(目的)

第1条 本規定は、入院患者の尊厳の保持と療養生活の質の向上並びに患者および職員の安全を確保するため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当院は、入院患者の療養生活において家族等との交流が重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

(面会について)

- 第3条 入院患者に面会できる時間は平日、土日祝日、年末年始を含め14時～17時1回30分以内とする。ただし、病状説明、重症患者、終末期、主治医または病院が必要と判断した場合はこの限りではない。
- 2 面会人数は1患者につき1回2名までとする。ただし主治医または病棟師長が必要と判断した場合はこの限りではない。
 - 3 入院患者に面会を希望する場合、面会者は原則として16歳以上の家族または身の回りを世話する方とする。ただし主治医、病棟師長が許可した場合はこの限りではない。
 - 4 面会場所は原則として次の場所とする。
 - (1) 食堂または談話室
 - (2) 病室内

(面会を控えていただく場合)

- 第4条 以下の場合は面会を控えていただくものとする。
- (1) 面会者に発熱(37.5℃)以上、咳、下痢などの症状がある場合
 - (2) 面会者が感染症に罹患している場合
 - (3) 同居家族が感染症に罹患している場合
 - (4) 中学生以下(15歳以下)の方
 - (5) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

(面会手順)

- 第5条 面会は次の手順にて行うものとする。
- (1) 面会者は病棟スタッフステーションカウンターにて面会簿を記入する。

- (2) 病棟スタッフは面会簿の内容及び面会者の体調などを確認し面会の可否を判断する。面会可能な場合は面会者証を渡す。
- (3) 面会者は面会者証を首から下げて面会する。
- (4) 面会終了後は、面会札をスタッフステーションへ返却する。

(面会時の感染対策)

第6条 面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること
- (2) サージカルマスク(不織布マスク)を着用すること
- (3) 患者の状態により、病院職員の指示のもと N95 マスク、ビニールエプロン、ゴーグル等の個人防護具を着用していただく場合がある

(面会中の禁止事項)

第7条 面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 大声での会話や他患者への迷惑となる行為
- (3) 無断での病室移動や他患者の病室への出入り
- (4) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音及び SNS 等への投稿
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 幼児(未就学児)を伴って面会すること
- (7) 酒気を帯びて面会すること
- (8) 面会中に喫煙すること
- (9) 病院職員の指示に従わない行為

(面会制限)

第8条 面会制限

- (1) 患者の感染症、手術前後、症状または病状等に、医療上面会が適当でないと判断した場合
- (2) 感染症流行時などの対応
- (3) 院内又は地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保及び院内感染防止の観点から、次の措置を講じることが出来る
 - ① 面会場所の制限
 - ② 面会の一時停止
- (4) 院内感染拡大状況ならびに社会的合理性も踏まえ、過度な面会制限にならないように努める

(周知方法)

第9条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

(その他の事項)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は院内感染防止対策委員会が定める。

- 2 この規定については年1回以上院内感染防止対策委員会において検討し施行する。

(附則)

この規定は2023年10月1日から施行する

2026年6月1日 改定